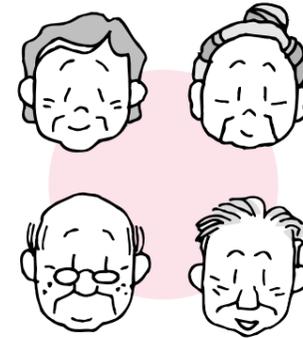


自己負担金の割合や 限度額変更

10月1日に改正
高齢者の医療制度

70歳以上の自己負担割合の所得判定基準など				
区分	基準	負担割合	負担限度額（1カ月当たり）	
			外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得	課税所得が213万円以上で年収が高齢者複数世帯は621万円以上、高齢者単身世帯は484万円以上の場合。 ※公的年金等控除縮減と老年者控除の廃止で現役並み所得者になる場合は、自己負担限度額を平成20年7月まで一般に据え置き。対象は課税所得が145万円以上213万円未満、または課税所得213万円以上で年収が高齢者複数世帯は520万円以上621万円未満、高齢者単身世帯は383万円以上484万円未満の場合。	2割 (10月から3割)	4万200円 (10月から4万4,400円)	7万2,300円+1% 医療費が36万1,500円を超えた場合は超えた分の1%を加算。 多数該当者(注)は4万200円。 (10月から8万100円+1% 医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算。 多数該当者は4万4,400円)
一般	課税所得145万円未満、または課税所得145万円以上でも年収が高齢者複数世帯は520万円未満、高齢者単身世帯は383万円未満の場合。		1万2,000円	4万200円 (10月から4万4,400円)
低所得Ⅱ	世帯主および国保加入者（老人保健は世帯全員）が市民税非課税。 ※老年者に係る住民税非課税措置の廃止で世帯員の一部が課税者となるが一部は非課税者のときは、平成20年7月まで非課税者は低所得Ⅱの額を適用。	1割	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ	世帯主および国保加入者（老人保健は世帯全員）が住民税非課税で、その世帯の所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる場合（年金所得は控除額を80万円として計算）。 ※税法上の経過措置対象者と同一世帯に属する市民税非課税者である老齢福祉年金受給者は低所得Ⅰに据え置き。			1万5,000円

(注) 過去12カ月に3回以上高額療養費を受け4回目の支給に該当する人



市民税課税所得に基づき 対象者全員を判定します

10月1日(日)から、高齢者医療制度が改正されます。70歳以上または老人保健の高齢者が、医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合と高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額などが変更（3割表のとおり）になります。その概要をお知らせします。

問い合わせは国保の高齢受給者については国保年金課 ☎890-6249、老人保健については同課 ☎890-6253へ。



届いたら大切に保管を

老人保健該当者（昭和七年九月三十日以前に生まれた人または六十五歳以上で一定の障害を有する人）は、新基準に基づいて自己負担割合を見

見直し行い7月下旬に 該当者へ受給者証を郵送

減額認定は、世帯主と国保

□判定の方法
本年度の市民税課税所得（市民税課税標準額）に基づき全員を判定。課税所得が百四十五万円以上の高齢者とその同一世帯の高齢者は二割、十月一日(日)からは三割負担となります。ただし、七十歳以上の人と六十五歳以上で一定の障害を有し老人保健に該当している人の平成十七年分の世帯合計収入額が一定額以下の場合には、基準収入額適用申請をすることで一割負担か二割経過措置の対象になることがあります。

□経過措置
減額認定は、世帯主と国保

届いたら大切に保管を
直し。変更がある人へは受給者証を七月下旬に郵送します。国保の高齢受給者（昭和七年十月一日以降に生まれた人で七十歳以上の人、ただし、老人保健該当者を除く）は、現在持っている高齢受給者証の有効期限が七月三十一日(月)で切れるので、自己負担割合の見直しを行い、七月下旬に該当者全員へ郵送します。なお、国保以外の高齢受給者は各保険者へ問い合わせください。

2年間の経過措置も 判定基準は8月に新しく

高齢者医療制度が十月一日(日)から改正。主な変更点は次のとおりです。
□現役並み所得がある人
「現役並み所得者」は、医療費の自己負担割合が二割から三割に引き上げられます。なお、この「現役並み所得者」の判定基準は八月一日(火)から変更になります。また、公的年金等控除の縮減と老年者控除の廃止に伴い、現役並み所得に移行する高齢者の自己負担限度額は、この日から二年間一般並みに据え置く経過措置が新設されました。

加入者（老人保健は世帯全員）が市民税非課税であることが条件です。
しかし、老年者非課税措置の廃止に伴い、市民税課税となった人と同一世帯の市民税非課税高齢者については、申請によって八月一日(火)から二年間、低所得Ⅱ（老齢福祉年金受給者は低所得Ⅰ）に据え置かれます。

□高額療養費の自己負担限度額の変更
入院時一部負担金や高額療養費（高額医療費）の算定基準となる自己負担限度額についても、上表のとおり変更になります。



医療機関を利用したときの負担が変わります